

第 280 回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

【不適合関係】

- ・ 9 月 10 日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 2]
- ・ 9 月 3 日 大湊側屋外エリアにおける体調不良者の発生について（区分：Ⅲ） [P. 6]
- ・ 9 月 7 日 大湊側屋外エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ） [P. 7]
- ・ 9 月 8 日 7 号機タービン建屋（管理区域）における油漏れについて（区分：Ⅲ） [P. 8]
- ・ 9 月 15 日 7 号機屋外取水口エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ） [P. 11]
- ・ 9 月 17 日 大湊側屋外エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ） [P. 12]
- ・ 9 月 24 日 貯水池エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ） [P. 13]
- ・ 10 月 2 日 屋外青山南通りエリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ） [P. 14]

【発電所に係る情報】

- ・ 9 月 10 日 6 号機非常用ディーゼル発電機（B）不具合による運転上の制限からの逸脱について（区分Ⅱ） [P. 15]
- ・ 9 月 18 日 6 号機非常用ディーゼル発電機（B）不具合による運転上の制限の逸脱からの復帰について（区分Ⅱ） [P. 19]
- ・ 10 月 6 日 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の 30 年以降運転における長期施設管理計画認可申請の補正について [P. 23]

【その他】

- ・ 9 月 18 日 リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）に関する中長期搬入・搬出計画について [P. 24]
- ・ 10 月 2 日 PSEG Nuclear 社との原子力分野に係る情報交換協定の締結について [P. 31]
- ・ 10 月 5 日 東京電力 HD に原子力申請書作成支援システムの Poc 環境を導入 [P. 33]
- ・ 10 月 7 日 柏崎刈羽原子力発電所に関するコミュニケーション活動の取り組み [P. 35]

【福島第一原子力発電所に関する主な情報】

- ・ 10 月 1 日 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 [別紙]

＜参考＞

当社原子力発電所の公表基準（平成 15 年 11 月策定）における不適合事象の公表区分について

区分：Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分：Ⅱ	運転保守管理上重要な事象
区分：Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

核物質防護に関する不適合情報

2026年8月17日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ
- 0件
2. 公表区分Ⅱ
- 0件
3. 公表区分Ⅲ
- 0件
4. 公表区分その他
- 11件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視モニターの映像が、映らないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2024/11/19	
2	侵入検知器が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/7/30	
3	監視モニターの一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2025/9/4	
4	監視カメラの映像が、一部乱れることを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2025/12/16	
5		2026/6/24	
6	侵入検知器が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備の一部に小動物にかじられた痕跡を発見したことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2026/2/5	
7	監視端末の一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2026/6/22	
8	核物質防護上の扉について、機器異常の警報を確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の障壁機能は維持されていた。	2026/7/2	
9		2026/7/19	
10	侵入検知器の一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は維持されていた。	2026/7/8	
11	侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず作動し続けることを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2026/7/20	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2026年8月31日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 7件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視カメラの一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/5/13	
2	監視設備の伝送盤の付属機器が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設定に誤りがあったことから、設定を変更し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/5/13	
3	核物質防護上の扉における付属機器が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該機器を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の障壁機能は維持されていた。	2026/7/13	
4	侵入検知器の一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は維持されていた。	2026/7/21	
5		2026/7/24	
6	侵入検知器が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2026/7/26	
7	監視カメラが、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/8/13	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2026年9月7日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。
<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ0件
2. 公表区分Ⅱ0件
3. 公表区分Ⅲ3件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視モニターの一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、モニターの設定に不足があったことから、再設定を行い、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/4/6	
2	核物質防護上の設備の鍵の管理が、一部マニュアル通りに実施できていないことを確認したため、マニュアルに従った鍵の管理をするよう運用を見直した。 なお、鍵の無断使用や紛失はなかった。	2026/6/17	
3	核物質防護の情報保護区域内において、一部の場所が監視カメラの画角から外れることを確認した。 対策として、監視カメラの画角を修正した。 なお、不法行為等は確認されなかった。	2026/7/23	

4. 公表区分その他12件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視カメラの洗浄機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、当該監視カメラの電源ケーブルが、設計図通りに敷設されていなかったことから、ケーブルを正しい敷設に修正し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、維持されていた。	2026/5/23	
2	監視カメラの映像が、正常に映らないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2025/6/8	
3	監視装置の録画機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設定に誤りがあったことから設定を変更し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/3/7	
4	車両点検場で使用する検査装置が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の検査は、予備の検査装置にて実施した。	2026/4/11	
5	侵入検知器が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設定に誤りがあったことから、設定を変更し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、維持されていた。	2026/6/14	
6	協力企業より、有効期限切れの車両通行証を紛失したとの連絡があったことから、紛失防止と保管管理を徹底するよう指導を行った。 また、再発防止策として、関係者への再教育を実施した。 なお、当該車両通行証の不正使用は確認されていない。	2026/7/9	

NO.	不適合内容	発見日	備 考
7	事務本館内にある生体認証登録用のパソコンが、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該パソコンを交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中は、認証登録を一時的に停止した。	2026/7/9	
8	侵入検知器の一部機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は維持されていた。	2026/7/26	
9			
10	監視カメラの洗浄機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/8/5	
11	監視用の照明が、正常に点灯しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2026/8/11	
12	監視カメラの洗浄機能が、正常に作動しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は維持されていた。	2026/8/16	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

区分：Ⅲ

号機	—	
件名	大湊側屋外エリアにおける体調不良者の発生について	
不適合の概要	2026 年 9 月 2 日午後 3 時 00 分頃、大湊側屋外エリアにて、コンクリートの型枠組立作業に従事していた協力企業作業員が体調不良を訴えたため、救急車にて医療機関へ搬送しました。 なお、本人に意識はあり、自立歩行は可能な状態でした。	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	<損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果「熱中症の疑い・急性腎障害」と診断され、当該作業員は点滴治療を受けました。 発電所関係者へ業務開始前の体調確認や、休憩、適度な水分および塩分等のミネラル補給を心がけるよう、あらためて注意喚起を行います。	

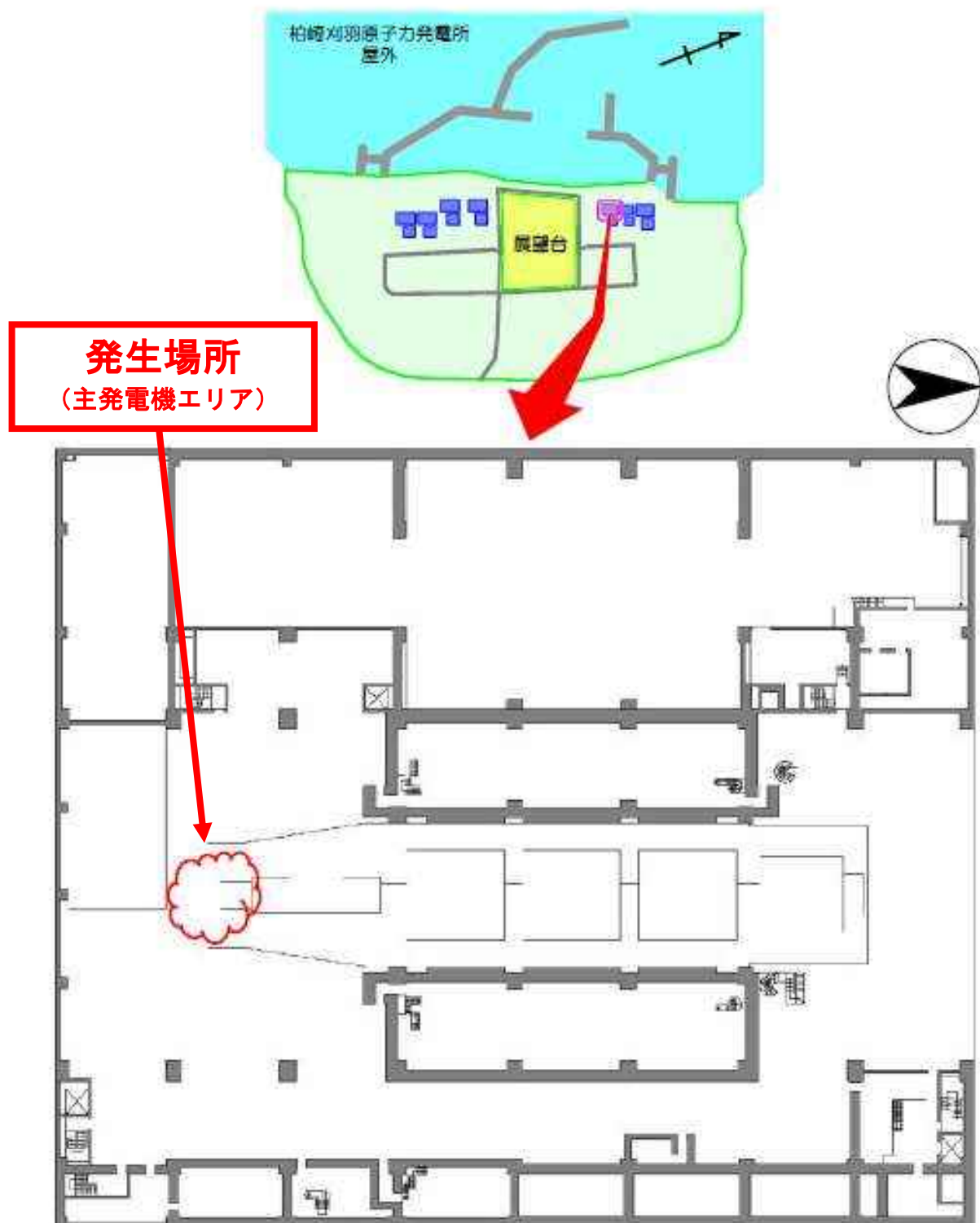
区分：Ⅲ

号機	—	
件名	大湊側屋外エリアにおけるけが人の発生について	
不適合の概要	2026 年 9 月 6 日午後 7 時 00 分頃、大湊側屋外エリアにて、ミキサー車が発進した際に、外し忘れていた輪止めが跳ねて、車両誘導業務に従事していた協力企業作業員の右足首にあたり、負傷しました。このため、業務車にて医療機関へ搬送しました。 なお、本人に意識はありますが、自立歩行はできない状態でした。 	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	<損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果「右足脛骨遠位端骨折^{けいこつせんいたん}」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。	

区分：Ⅲ

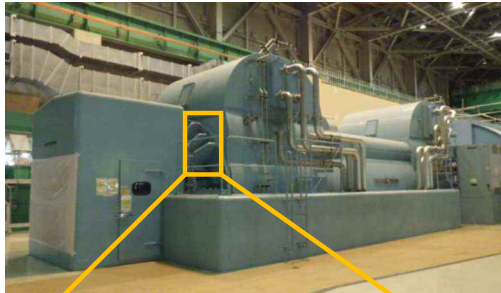
号機	7 号機	
件名	タービン建屋（管理区域）における油漏れについて	
不適合の概要	2026 年 9 月 7 日午前 10 時 15 分頃、7 号機タービン建屋 2 階の主発電機エリアにて、主タービンの油系ポンプを起動したところ、主タービンの発電機側軸受の軸振動計を取り外した開口部から、潤滑油が漏えい（約 20L）していることを確認しました。 そのため、油系ポンプを停止し、午前 10 時 18 分に漏えいは止まっております。 漏れた潤滑油はすでに拭き取りを行っており、当該エリア外への流出はなく、環境への影響はありません。 なお、潤滑油の漏えいがあったことから、一般回線にて公設消防へ連絡しました。	
安全上の重要度／損傷の程度	＜安全上の重要度＞ 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	＜損傷の程度＞ ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	今後、油が漏えいした原因調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。	

発生場所概略図

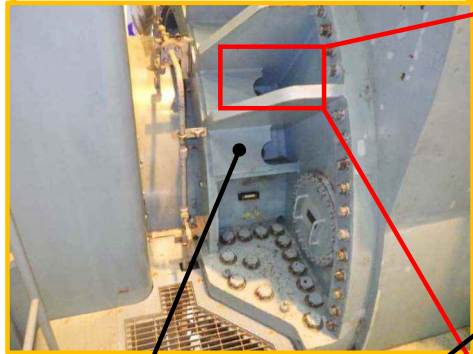
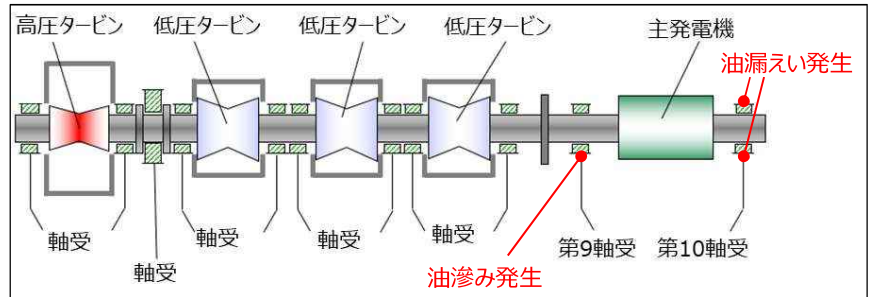


柏崎刈羽原子力発電所 7号機 タービン建屋 2階

7号機 主発電機



7号機 主タービン・主発電機 概略図



第10軸受

軸振動計

- ・キャップ・軸受内部に設置（1つの軸に2つある）
- ・ケーブルを軸受外部にある振動検出器に接続



漏れ発生時、軸振動計の損傷を防ぐために
軸振動計を外して作業を実施していた

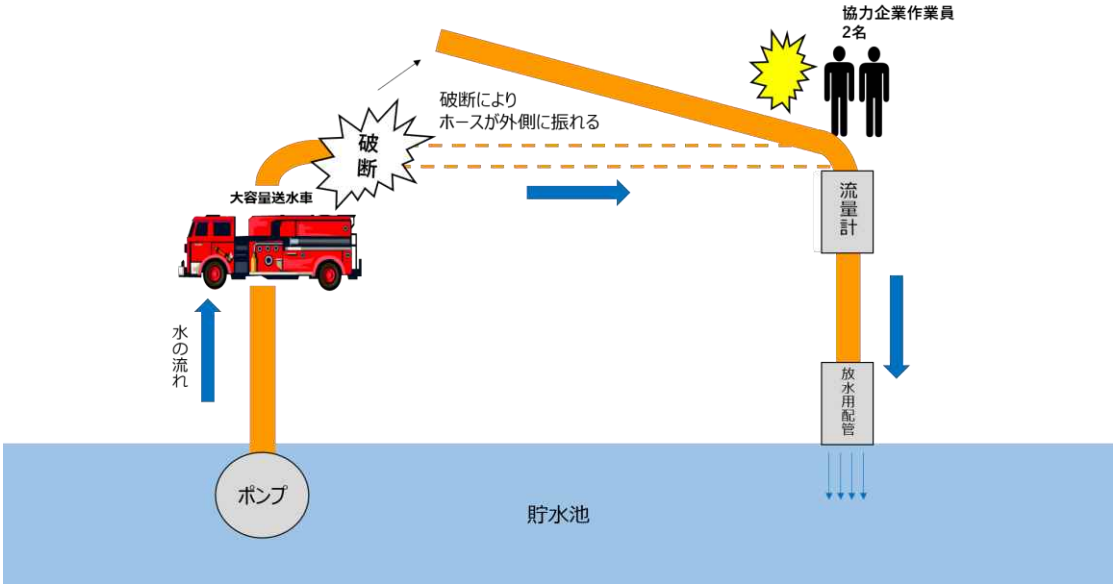
区分：Ⅲ

号機	7 号機	
件名	屋外 取水口エリアにおけるけが人の発生について	
不適合の概要	2026 年 9 月 14 日午前 11 時 40 分頃、7 号機屋外取水口エリアにて、取水口の設備点検に伴い、^{かくみぞ}角溝※に付着した貝を取り除く作業に従事していた協力企業作業員が、潜水中に右腕の手首付近が貝に触れて、切創し出血しました。 このため、業務車にて医療機関へ搬送しました。 ※断面がコの字型にへこんだ部分	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	<損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果「右手関節部挫創」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。	

区分：Ⅲ

号機	—	
件名	大湊側屋外エリアにおけるけが人の発生について	
不適合の概要	2026 年 9 月 14 日午後 10 時 50 分頃、大湊側屋外エリアにて、資材の運搬作業に従事していた協力企業作業員が、仮置きしていたレールとレールの間に足が挟まり転倒し、左足を負傷しました。 このため、2026 年 9 月 15 日午前 0 時 45 分頃、業務車にて医療機関へ搬送しました。本人に意識はありますが、自立歩行はできない状態でした。	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	<損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果「ひだりあしのかんせつさんかこっせつ左足関節三果骨折、ひだりひこつこっかんぶこっせつ左腓骨骨幹部骨折、ひだりだい 4 し き せつこつこっせつ左第 4 趾基節骨骨折、ひだりだい 2 し き せつこつこっせつ左第 2 趾基節骨骨折の 4 ヶ所骨折」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。	

区分：Ⅲ

号機	—
件名	貯水池エリアにおけるけが人の発生について
不適合の概要	2026 年 9 月 18 日午前 10 時 25 分頃、貯水池エリアにて大容量送水車の定例試験を実施していたところ、大容量送水車のホースが破断し、片付けのため待機していた協力企業作業員 2 名の足元に接触し、転倒・負傷しました。 そのため、業務車にて医療機関へ搬送しました。 なお、本人に意識はあり、出血はなく、自立歩行は可能な状態でした。  【発災状況イメージ】
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / その他 <損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果、協力企業作業員のうち 1 名は「右第六肋骨骨折、脳しんとう」、もう 1 名は「右第四・五肋骨骨折、脳しんとう」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。

区分：Ⅲ

号機	—	
件名	屋外青山南通りエリアにおけるけが人の発生について	
不適合の概要	2026 年 9 月 16 日午前 10 時 31 分頃、屋外青山南通りエリアにて、道路整備における排水用の集水桝の設置作業に従事していた協力企業作業員が、集水桝の中間梁の切断作業を実施していた際、エンジンカッターの刃が中間梁の切断面に挟み込まれ、その反動でエンジンカッターが跳ね返り、左上腕に刃が接触、出血しました。 このため、午前 10 時 38 分に救急車を要請し、医療機関へ搬送しました。 本人に意識はあり、自力歩行は可能な状態でした。 	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u>	<損傷の程度> ☐ 法令報告要 ☒ 法令報告不要 ☐ 調査・検討中
対応状況	医療機関での診察の結果「左上腕切創」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。	

6号機 非常用ディーゼル発電機（B）不具合による運転上の制限からの逸脱について
（公表区分Ⅱ）

2026年9月10日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

当所6号機に設置している非常用ディーゼル発電機（以下、D／G）（B）の潤滑油に水分が混入していることを確認したことから、本日より、保安規定で要求される措置^{※1}を講じた上で、点検を実施していたところ、シリンダヘッド^{※2}に不具合が確認されました。

このため、機器の故障および損傷等の兆候が発生しているとみなし、6号機および7号機の保安規定で定める以下の条文について、運転上の制限からの逸脱を午後0時17分に判断しました。

- ・6号機 保安規定第59条
（3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること）
- ・7号機 保安規定第66条12-3
（号炉間電力融通電気設備を使用した号炉間電力融通が動作可能であること）

これらに関する保安規定で要求される措置については実施済みであり、定められた完了期間内（9月19日まで）に復旧作業を行う予定です。

今後も引き続き、6号機D／G（B）の設備を詳細に点検し、原因を調査いたします。

なお、本事案による原子炉の運転、使用済燃料プールの冷却、および放射能への影響はありません。

※1:運転中の6号機は「3台のD／Gが動作可能であること」を運転上の制限として保安規定に定めている。
ただし、予防保全を目的とした作業を実施する場合は、運転上の制限から逸脱した場合に保安規定で要求される下記の措置を講じた上で、計画的に動作不能とすることができる。

【保安規定で要求される措置】

- ・D／G（A）、（C）が動作可能であることを確認
- ・原子炉隔離時冷却系（R C I C）が動作可能であることを確認
- ・10日間以内にD／G（B）を動作可能な状態に復旧

停止中の7号機は「6号機のD／G（A）または（B）からの受電が可能であること」を運転上の制限として保安規定に定めている。

6号機のD／G（B）の動作不能に伴い、運転上の制限から逸脱した場合に保安規定で要求される下記の措置を講じる必要がある。

【保安規定で要求される措置】

- ・D／G1台が動作可能であることを確認
- ・ガスタービン発電機（G T G）が動作可能であることを確認
- ・6号機のD／G（B）より受電可能な状態に復旧するための措置を開始

※2:燃料を燃やしてエンジンを動かす燃焼室の一部を構成する部品。

添付資料

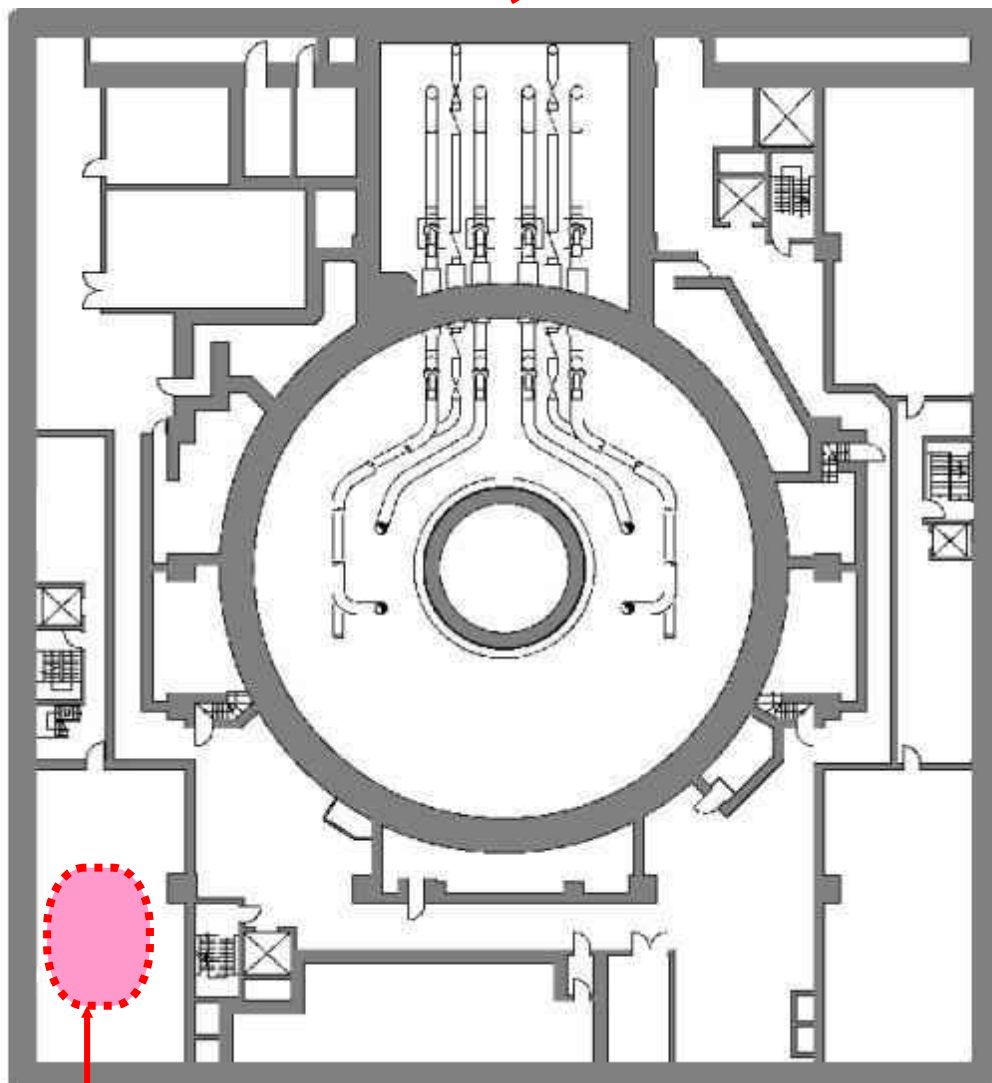
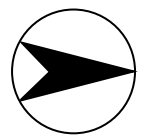
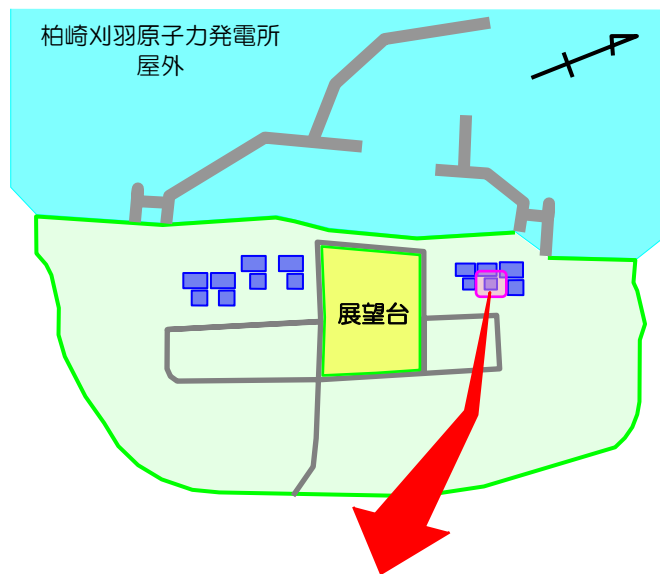
- ・発生場所概略図
- ・6号機 非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）



柏崎刈羽原子力発電所6号機 原子炉建屋 1階

非常用ディーゼル発電機 (B) 室

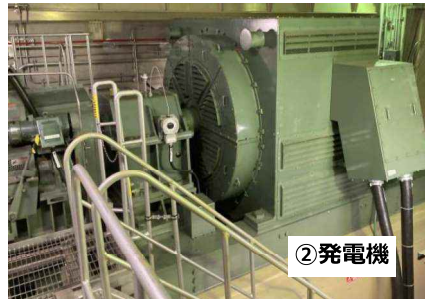
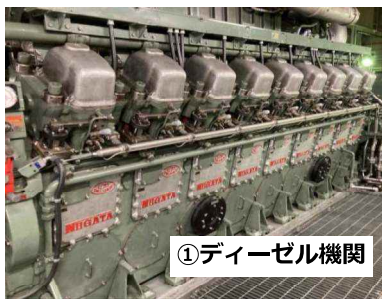
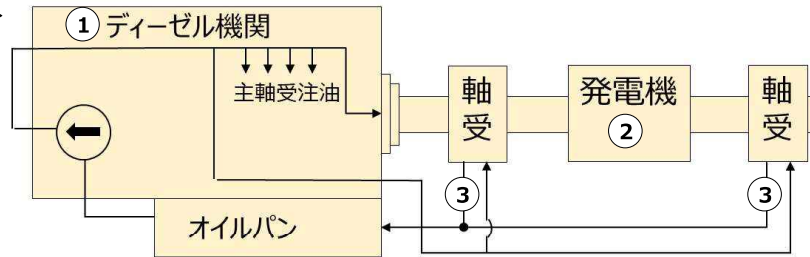
6号機 非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

- 7月11日、6号機の非常用ディーゼル発電機（以下、D/G）（B）の潤滑油の状態を確認する窓（サイトグラス）に結露が発生していることを確認したため、以降パトロールによる監視強化を実施
- 定例試験において、運転状態やパラメータに異常はなく、D/G（B）の機能に問題はないものの、潤滑油の採取・分析を実施した結果、何らかの原因により潤滑油内に水分が混入していることを確認
- 現時点で機能に問題はないが、安全最優先の考えから、水分が混入した原因を調査するため本日（9月10日）より、D/G（B）の点検を行うとともに潤滑油の交換を実施
- なお、点検にあたっては6号機が運転中であるため、保安規定で要求される措置※を講じた上で実施

※D/G(A)、(C)及び原子炉隔離時冷却系（RCIC）が動作可能であることを点検開始前に確認

＜非常用ディーゼル発電機概略図＞

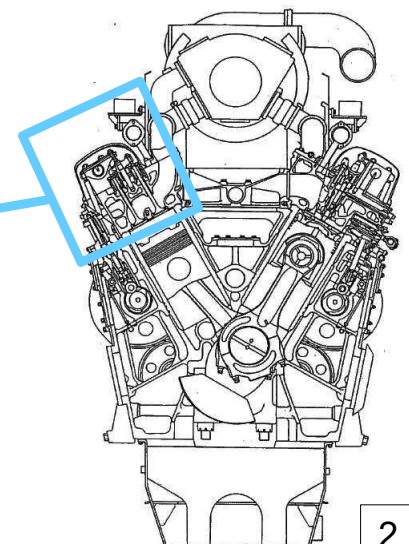
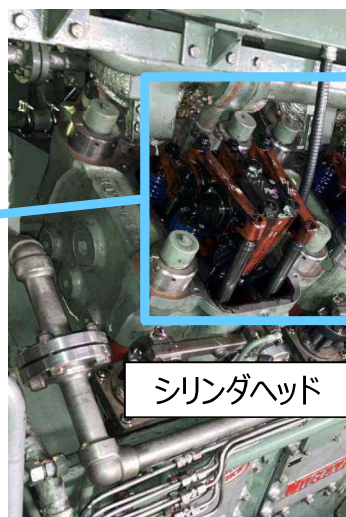
潤滑油の流れ： →



6号機 非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

- 点検のため、ディーゼル機関の18か所あるシリンダのヘッドカバーを取り外したところ、No.12のシリンダヘッドより水の漏えいを確認
- このため、機器の故障および損傷等の兆候が発生しているとみなし、9月10日午後0時17分に運転上の制限からの逸脱を判断
- 引き続き、D/G（B）の設備を詳細に点検し、原因調査を実施
- なお、本事案による原子炉の運転、使用済燃料プールの冷却への影響及び放射能の影響なし
- また、D/G（A）、（C）やガスタービン発電機等の電源設備についても動作可能

ディーゼル機関断面図



6号機 非常用ディーゼル発電機（B）不具合による
運転上の制限の逸脱からの復帰について
（公表区分Ⅱ）

2026年9月18日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所6号機の非常用ディーゼル発電機（以下、D／G）（B）の潤滑油に水分が混入したことから、9月10日、保安規定で要求される措置※¹を講じた上で点検をしたところ、シリンダヘッド※²に不具合を確認しました。

このため、同日午後0時17分、6号機および7号機の保安規定に定める以下の運転上の制限から逸脱したと判断し、保安規定で要求される措置を実施のうえ、点検を進めておりました。

- ・6号機 保安規定第59条
（3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること）
- ・7号機 保安規定第66条12-3
（号炉間電力融通電気設備を使用した号炉間電力融通が動作可能であること）

（2026年9月10日お知らせ済み）

点検の結果、不具合があったのは、全18か所あるシリンダヘッドのうち、当初確認した1か所のみであり、当該シリンダヘッド以外の機器等については、D／G（B）の機能に影響するような異常は無かったため、当該シリンダヘッドを予備品に交換しています。

2026年9月17日、点検終了後に実施した確認運転において、当該D／G（B）が正常に動作したことから、同日午後9時21分に運転上の制限の逸脱からの復帰を判断しました。

シリンダヘッドに不具合が発生した原因について、引き続き、詳細な調査を進めてまいります。

※1:運転中の6号機は「3台のD／Gが動作可能であること」を運転上の制限として保安規定に定めている。

ただし、予防保全を目的とした作業を実施する場合は、運転上の制限から逸脱した場合に保安規定で要求される下記の措置を講じた上で、計画的に動作不能とすることができる。

【保安規定で要求される措置】

- ・D／G（A）、（C）が動作可能であることを確認
- ・原子炉隔離時冷却系（R C I C）が動作可能であることを確認
- ・10日間以内にD／G（B）を動作可能な状態に復旧

停止中の7号機は「6号機のD／G（A）または（B）からの受電が可能であること」を運転上の制限として保安規定に定めている。

6号機のD／G（B）の動作不能に伴い、運転上の制限から逸脱した場合に保安規定で要求される下記の措置を講じる必要がある。

【保安規定で要求される措置】

- ・ D／G1 台が動作可能であることを確認
- ・ ガスタービン発電機（G T G）が動作可能であることを確認
- ・ 6 号機の D／G（B）より受電可能な状態に復旧するための措置を開始

※2:燃料を燃やしてエンジンを動かす燃焼室の一部を構成する部品。

<添付資料>

- ・ 6 号機 非常用ディーゼル発電機（B）点検結果について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

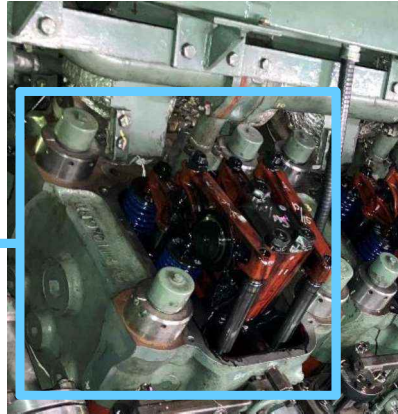
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

6号機 非常用ディーゼル発電機（B）点検結果について

- 点検の結果、冷却水の漏えいが確認されたのは、No.12のシリンダヘッドの1箇所のみ
- また、当該シリンダヘッド以外の機器等については、非常用ディーゼル発電機（B）の機能に影響するような異常がないことを確認
- そのため、当該シリンダヘッドについて予備品と交換し、潤滑油についても入れ替えを実施
- 点検終了後に実施した非常用ディーゼル発電機（B）の確認運転において、正常に動作したことから、2026年9月17日午後9時21分に運転上の制限の逸脱からの復帰を判断



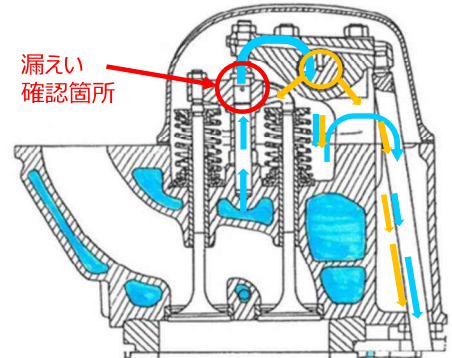
取外したシリンダヘッド



シリンダヘッド外観

推定原因

- ・シリンダヘッドより冷却水の漏えい発生
- ・シリンダヘッド内の潤滑油系統へ混入



シリンダヘッド断面図

- 潤滑油流路
- 冷却水の流路（推定）

1

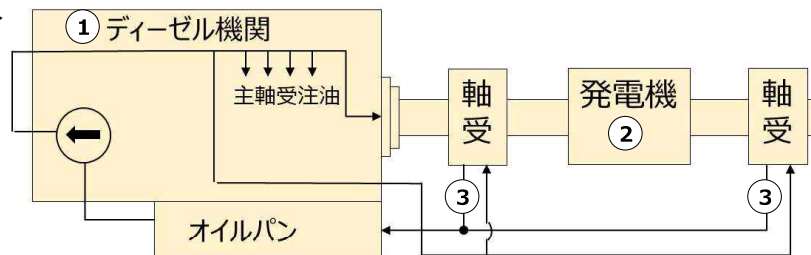
【参考】6号機 非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について2026年9月10日
公表資料再掲

- 7月11日、6号機の非常用ディーゼル発電機（以下、D/G）（B）の潤滑油の状態を確認する窓（サイトグラス）に結露が発生していることを確認したため、以降パトロールによる監視強化を実施
- 定例試験において、運転状態やパラメータに異常はなく、D/G（B）の機能に問題はないものの、潤滑油の採取・分析を実施した結果、何らかの原因により潤滑油内に水分が混入していることを確認
- 現時点で機能に問題はないが、安全最優先の考えから、水分が混入した原因を調査するため本日（9月10日）より、D/G（B）の点検を行うとともに潤滑油の交換を実施
- なお、点検にあたっては6号機が運転中であるため、保安規定で要求される措置※を講じた上で実施

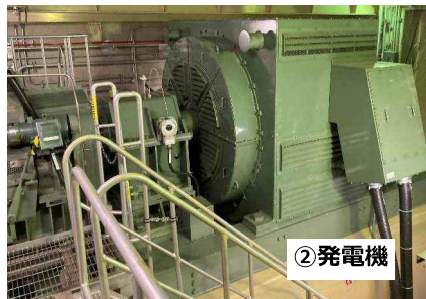
※D/G(A)、(C)及び原子炉隔離時冷却系（RCIC）が動作可能であることを点検開始前に確認

<非常用ディーゼル発電機概略図>

潤滑油の流れ： →



①ディーゼル機関



②発電機



(通常)



(結露発生)

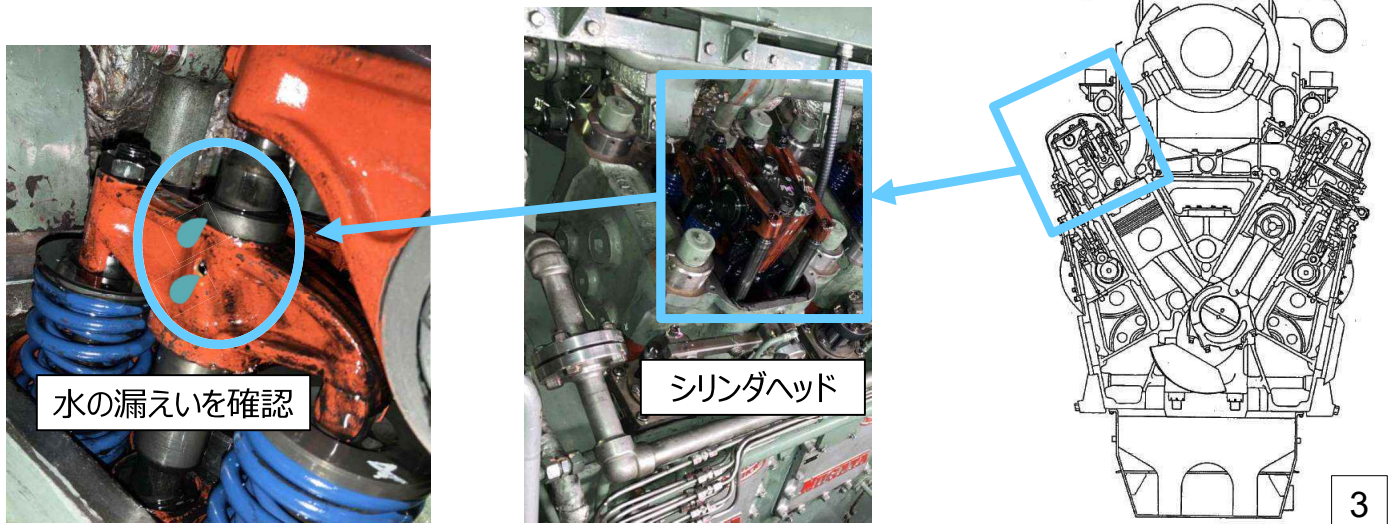
③サイトグラス

2 21

【参考】6号機 非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油への水分混入について

- 点検のため、ディーゼル機関の18か所あるシリンダのヘッドカバーを取り外したところ、No.12のシリンダヘッドより水の漏えいを確認
- このため、機器の故障および損傷等の兆候が発生しているとみなし、9月10日午後0時17分に運転上の制限からの逸脱を判断
- 引き続き、D/G（B）の設備を詳細に点検し、原因調査を実施
- なお、本事案による原子炉の運転、使用済燃料プールの冷却への影響及び放射能の影響なし
- また、D/G（A）、（C）やガスタービン発電機等の電源設備についても動作可能

ディーゼル機関断面図



柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の 30 年以降運転における
長期施設管理計画認可申請の補正について

2026 年 10 月 6 日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 6 号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力 135.6 万キロワット）について、当社は、「原子炉等規制法*」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に対して、長期施設管理計画を策定し、2025 年 12 月 24 日に原子力規制委員会に認可申請を行い、2026 年 3 月 27 日、および 8 月 27 日に本計画に係る補正書を提出しております。

(2026 年 8 月 27 日お知らせ済み)

その後、原子力規制庁との面談を行う中で、これまでの審査会合やヒアリングで説明した内容を正確に反映できていない、とご指摘をいただいた箇所を修正し、本日改めて原子力規制委員会に補正書を提出いたしました。

当社としては、30 年を迎えるまでにしっかりと審査いただけるよう、一つひとつ審査に真摯に対応してまいります。

＊原子炉等規制法

発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（運転開始日）から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

（原子炉等規制法 第四十三条の三の三十二 第 1 項）

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

(お知らせ)

リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）に関する中長期搬入・搬出計画について

2026 年 9 月 18 日

東京電力ホールディングス株式会社
日本原子力発電株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社

本日（9 月 18 日）、リサイクル燃料備蓄センターに関する中長期搬入・搬出計画について、むつ市にご報告するとともに、その報告内容について青森県にもご説明いたします。

これは、8 月 7 日にむつ市長から、事業者間連携も含めた中長期搬入・搬出計画の再検討を行うようにお話をいただいたことから、原子力発電所を保有する他の電力会社 8 社に、事業者間連携への参画の意向を確認し、5,000 トンの中長期搬入・搬出計画として取りまとめましたので、その内容について報告したものです。

<別紙>

リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）に関する中長期搬入・搬出計画について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社
青森事業本部地域共創室広報グループ 0175-45-7052

日本原子力発電株式会社
地域共生・広報室報道グループ 03-6371-7300

リサイクル燃料貯蔵株式会社
立地・広報グループ 0175-25-2992

2026 年 9 月 18 日

東京電力ホールディングス株式会社
日本原子力発電株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）に関する中長期搬入・搬出計画について

1. 基本的考え方

原子燃料サイクルという国の基本的方針のもと、使用済燃料はプルトニウム等を有効利用するため再処理することとしている。そして、日本原燃再処理工場の処理能力を考慮すれば、各発電所の安定的な運転や計画的な廃炉を進めていくためには、使用済燃料を再処理するまでの間、中間貯蔵施設において安全に貯蔵し、使用済燃料の管理の柔軟性を確保する必要がある。

こうした必要性を踏まえ、東京電力ホールディングス（以下「東京電力 HD」という。）および日本原子力発電は、むつ市において 5,000 トンの貯蔵容量の中間貯蔵施設（RFS リサイクル燃料備蓄センター（以下「リサイクル燃料備蓄センター」という。））の立地を計画・要請し、地元のご理解を得たうえで事業を進めてきた。

一方で、2011 年の東日本大震災以降、原子力を取り巻く環境は、リサイクル燃料備蓄センターの立地を要請した時から大きく変化している。具体的には、福島第一原子力発電所の事故後、運転プラント数の減少に伴い、使用済燃料の発生見通しが減少する一方で、廃炉を決定した発電所からも、使用済燃料を計画的に搬出することが必要となった。また、日本原燃再処理工場のしゅん工の遅延により、発電所からの使用済燃料の搬出が停滞している。加えて、RFS の事業開始後も、柏崎刈羽 6 号機が再稼働する一方、7 号機は特定重大事故等対処施設の工事完了時期が大幅に遅れることとなり、さらには、同 1, 2 号機の廃炉検討の表明も行った。このように原子力の事業環境は大きな変化が生じている。

以上を踏まえ、リサイクル燃料備蓄センターへの中長期的な搬入量を検討したところ、東京電力 HD と日本原子力発電の二社だけでは、当初計画の 5,000 トンの貯蔵に至らない蓋然性が高いと判断した。そうした中、今後のリサイクル燃料備蓄センターの円滑な運用、むつ市から要請されている当初計画（5,000 トン）の実現、さらには国のエネルギー基本計画の方針への貢献等を考慮すると、他の事業者との連携を

含め、5,000 トンに向けた計画を再検討する必要があると考え、その旨を昨年 12 月、青森県ならびにむつ市に説明・報告を行った。その後、本年 8 月に立地地域であるむつ市から事業者間連携を含めた搬入計画の再検討を行うようにお話しをいただいたことも踏まえ、事業者間連携を含めた具体的検討を進めてきた。

国内の各電力会社に、事業者間連携の検討を打診した結果、東北電力と関西電力から参画の意向が示されたことから、搬入希望量、搬入希望時期等をもとに、受入可否の検討を行った。それとともに、東京電力 HD と日本原子力発電においても、自社の発電所の円滑な運営や計画的な廃炉を進める観点でリサイクル燃料備蓄センターへの搬入量を再精査した。

その結果、別紙の通り、東京電力 HD3,500 トン、日本原子力発電 900 トン、東北電力 100 トン、関西電力 500 トンにより合計 5,000 トンの中長期的な搬入計画の策定に至った。

【事業者間連携を行う場合の安全性について】

- RFS が安全性を担保する方法については、東北電力及び関西電力の場合と、東京電力 HD 及び日本原子力発電の場合とで違いはなく、事業者間連携によってリサイクル燃料備蓄センターの安全性に影響を及ぼすものではない。
 - ✓ リサイクル燃料備蓄センターで使用するキャスクは、同センターの施設の一部であることから、東北電力や関西電力の使用済燃料を貯蔵する場合であっても、RFS が安全性も含め責任をもって調達し、貯蔵することとなる。
 - ✓ リサイクル燃料備蓄センターでは、原子炉等規制法に基づく RFS の事業許可のとおり、「健全性を確保した」使用済燃料のみを貯蔵対象としている。
 - ✓ 発電所からリサイクル燃料備蓄センターへの搬出にあたっては、同じく原子炉等規制法に基づき、事前に発送前検査を実施する等、中間貯蔵及び再処理に支障がないことを確認したうえで、搬出することとなる。
- 東北電力及び関西電力は、使用済燃料の輸送に関し、責任をもって必要かつ適切な措置を講ずる。

【事業者間連携を行う場合の貯蔵期間等について】

- 東北電力及び関西電力は、東京電力 HD 及び日本原子力発電と同様に、50 年間の貯蔵期間※を遵守するとともに、RFS が安全協定における各項目を遵守できるように適切に対応する。

- ※ 使用済燃料の貯蔵建屋の使用期間は、同建屋の供用開始の日から 50 年間とする。
- ※ キャスクの貯蔵期間は、キャスクを貯蔵建屋に搬入した日から 50 年間とする。ただし、キャスクの貯蔵期間の満了日の到来前において、当該キャスク貯蔵に係る同建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもってキャスクの貯蔵期間は終了するものとする。
- 万一中間貯蔵事業が著しく困難となった場合の対応に関しても、東京電力 HD 及び日本原子力発電と同様に責任をもって必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

【RFS リサイクル燃料備蓄センターへの搬入計画の概要】

- ・ 2024 年 東京電力 HD から搬入開始（RFS 事業開始）
- ・ 2028 年頃 事業者間連携開始
- ・ 2030 年頃 搬入量が年間 200 トン程度を達成見込み
- ・ 2030 年代後半 2 棟目着手予定
(※2040 年頃の 2 棟目搬入開始が前提)
- ・ 2040 年頃 1 棟目搬入完了（2 棟目搬入開始）
- ・ 2050 年代前半 2 棟目搬入完了
- ・ 2064 年頃 1 棟目搬出開始
- ・ 2074 年 11 月まで 1 棟目搬出完了
- ・ 2080 年代前半 2 棟目搬出開始
- ・ 2080 年代後半 2 棟目搬出完了

2. 検討の前提条件

2.1. 原子力発電所からの搬出必要量

＜東京電力 HD＞

- ・ 現時点では発電所の稼働基数を決定していないが、柏崎刈羽・東通の少なくとも 3 基が稼働すると想定し、安定的な運転の維持のために順次使用済燃料を搬出するとともに、運転終了後の計画的な廃炉のために速やかに使用済燃料を搬出すると想定。
- ・ 福島第一原子力発電所事故当時に福島第二及び福島第一 5, 6 号機の燃料貯蔵プール、福島第一の共用プールに貯蔵していた使用済燃料は、東京電力 HD として事故後の点検や技術評価を実施しており、中間貯蔵及び再処理

は可能と想定。

※福島第一原子力発電所事故当時に福島第一 1～4 号機の使用済燃料プールに貯蔵していた使用済燃料は、引き続き、技術的な検討を行っていくことから、今回の搬出必要量には含めていない。

※なお、搬出にあたっては、原子炉等規制法に基づき、事前に発送前検査を実施し、中間貯蔵及び再処理に問題がないことを改めて確認する。

<日本原子力発電>

- ・ 安全性向上対策工事が進捗する東海第二の運転を想定し、安定的な運転の維持のために使用済燃料の搬出を優先的に進めると想定。
- ・ さらに、敦賀 2 号の今後の運転を想定した安定的な運転の維持のため及び敦賀 1 号の計画的な廃炉のために、できるだけ速やかに使用済燃料を搬出すると想定。

<東北電力・関西電力>

- ・ 東北電力及び関西電力から示された搬入希望量を踏まえ、東京電力 HD や日本原子力発電の使用済燃料管理に支障を及ぼさないことを確認したうえで、数量を確定した。
- ・ 東北電力及び関西電力は、確定した数量を確実に搬入するよう対応する。

2.2. RFS リサイクル燃料備蓄センターに係る搬入・搬出

<リサイクル燃料備蓄センターへの搬入>

- ・ 事業開始後、徐々に搬入量を増やし、さらに事業者間連携を行うことで、2030 年頃には年間 200～300 トンを搬入[※]。2040 年頃には 1 棟目が満杯となり、その後速やかに、2 棟目への搬入を開始すると想定。

※毎年の搬入量は関係個所との調整等を踏まえ、至近の計画から順次確定していくため、変動の可能性あり。

<リサイクル燃料備蓄センターからの搬出>

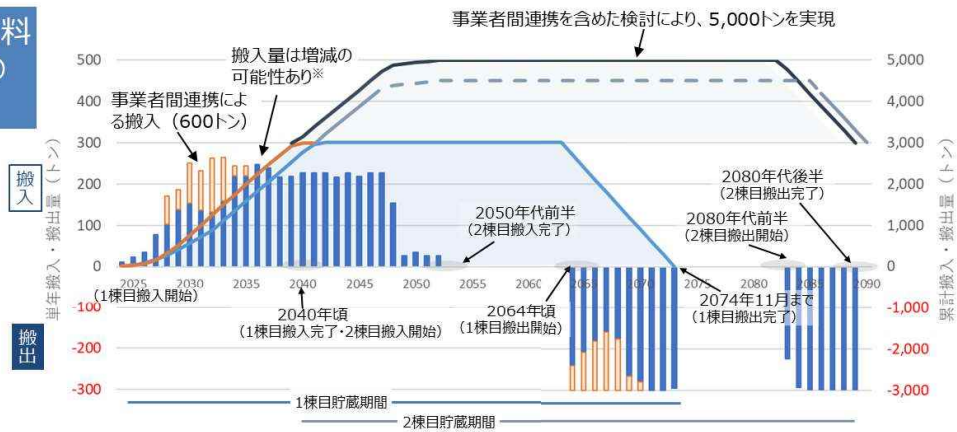
- ・ 貯蔵期限の 50 年目までに全ての使用済燃料の搬出が完了するように、年間約 300 トンの使用済燃料を日本原燃再処理工場へ搬出すると想定。

2.3. 日本原燃再処理工場への搬入可能量

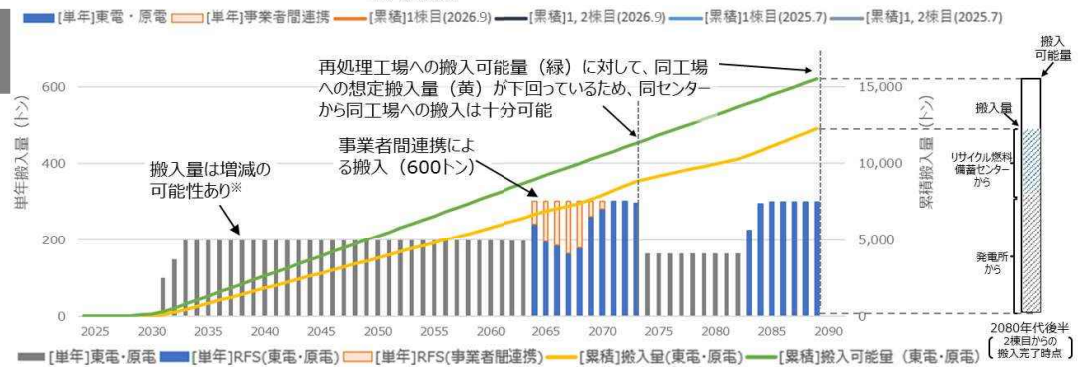
- ・ 東京電力 HD・日本原子力発電からは、日本原燃再処理工場での再処理量の約 4 割の使用済燃料を搬入可能と想定。
- ・ 「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出する」という国の方針のもと、そのために必要となる同工場は安全性を確保した安定的な長期利用が可能であると想定。

以上

RFSリサイクル燃料 備蓄センターへの 搬入・搬出



日本原燃再処理 工場への搬入



※ 毎年の搬入量は、警備当局との調整、キャスク輸送に係る人員・資機材の確保、六ヶ所再処理工場の稼働状況や搬入量の電力間調整等によって今後増減の可能性あり。

PSEG Nuclear 社との原子力分野に係る情報交換協定の締結について

2026 年 10 月 2 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、米国の原子力事業者であり、原子力発電所の運営において良好な実績を持つ PSEG Nuclear 社^{※1}と、本日、原子力分野に係る情報交換協定を締結しました。

原子力安全の向上にあたっては、海外の事業者とも相互に知見を共有することが重要との考えのもと、当社と PSEG Nuclear 社は、これまでも現地訪問や意見交換などを通じて関係を深めてまいりました。この活動の中で、当社は PSEG Nuclear 社が有する運転や保全などの知見を得て、自社への反映を検討・推進してまいりました。

今回、双方の良好な関係を維持するとともに、原子力安全の向上に資する経験や実践事例の共有を更に促進していくことを目的として、情報交換協定の締結に至りました。本協定における協力範囲は以下とおりです。

○情報交換協定における協力範囲

- ・ 定期検査における工程管理・品質管理手法の習得
- ・ 設備信頼性向上に資する保全・点検技術の実地習得
- ・ 作業安全および放射線管理に関する先進事例の把握
- ・ 運転・保全のデータ活用、デジタル化・効率化事例の収集
- ・ 米国原子力発電所における規制対応および安全文化の理解 等

当社は引き続き、海外から得られた知見も踏まえ、原子力発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※1 PSEG Nuclear 社

米国 Public Service Enterprise Group (PSEG) 傘下の原子力発電事業会社。ニュージャージー州において、ホープ・クリーク原子力発電所 (BWR 1 基) の所有・運営およびセーラム原子力発電所 (PWR 2 基) とピーチ・ボトム・クリーンエナジーセンター (BWR 2 基) の共同所有を通じて電力供給を担っており、長期運転、高経年化対策、リスク情報を活用した保全活動に取り組んでいる。

○情報交換協定の調印式の概要

- ・日時：2026 年 10 月 2 日（金）13 時頃
- ・場所：東京都内
- ・先方：PSEG Nuclear 社 President, Chief Nuclear Officer, ^{チャールズ マクフィーターズ} Charles McFeaters氏
- ・当方：執行役副社長 原子力・立地本部長 ^{ふくだ としひこ} 福田 俊彦

○情報交換協定の調印式の様子



左：PSEG Nuclear 社 President, Chief Nuclear Officer,
Charles McFeaters 氏
右：当社 執行役副社長 原子力・立地本部長 福田 俊彦

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

2026 年 10 月 5 日

報道関係各位

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
ストックマーク株式会社

東京電力 HD に原子力申請書作成支援システムの PoC 環境を導入
生成 AI で記載漏れや不整合の確認を強化し、作成・審査業務の品質向上と効率化を推進

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(代表取締役社長:新宮 達史、本社:東京都港区、略称:CTC)、東京電力ホールディングス株式会社(代表執行役社長:小早川 智明、本社:東京都千代田区、以下:東京電力 HD)、ストックマーク株式会社(代表取締役 CEO:林 達、本社:東京都港区)は、生成 AI 及び検索拡張生成(RAG)技術を活用した「原子力申請書作成支援システム」の共同開発を進めており、東京電力 HD の原子力部門に概念実証(PoC)環境を導入しました。本システムは、過去の文書や図表から関連情報を検索・参照し、行政機関向け申請書の作成及び確認を支援します。2026 年 10 月より導入し、申請書の作成及び確認業務における本システムの有効性の評価を開始します。

東京電力 HD の原子力部門では、設備の設計や工事にあたり、その計画などを行政機関へ申請し、許可を受ける必要があります。申請書は、複数の部門が関連文書や図表との整合性、記載漏れなどを重ねて確認しています。申請文書は約 4 万 2 千ページ、補足説明資料は約 2 万 7 千ページに及ぶ場合もあり、膨大な情報を漏れなく参照し、正確性を確保する必要があります。資料の品質を維持しながら、担当者の負担を軽減することが課題となっていました。

今回開発を進める原子力申請書作成支援システムは、生成 AI、OCR(光学文字認識)、画像認識 AI などの技術を組み合わせ、過去の文書や図表から関連情報を検索・参照し、申請書の作成及び確認を支援するものです。本システムの有効性を評価するための PoC 環境を導入しました。

本システムには、ストックマークのデータ構造化プラットフォーム「SAT」を基盤とした検索拡張生成(RAG)技術を採用しています。文書や図表を AI が活用しやすい形式に構造化し、検索した関連情報を生成 AI の回答に反映して、必要な情報を迅速に確認できるようにします。機密情報を安全に扱うため、オンプレミス環境に構築しています。

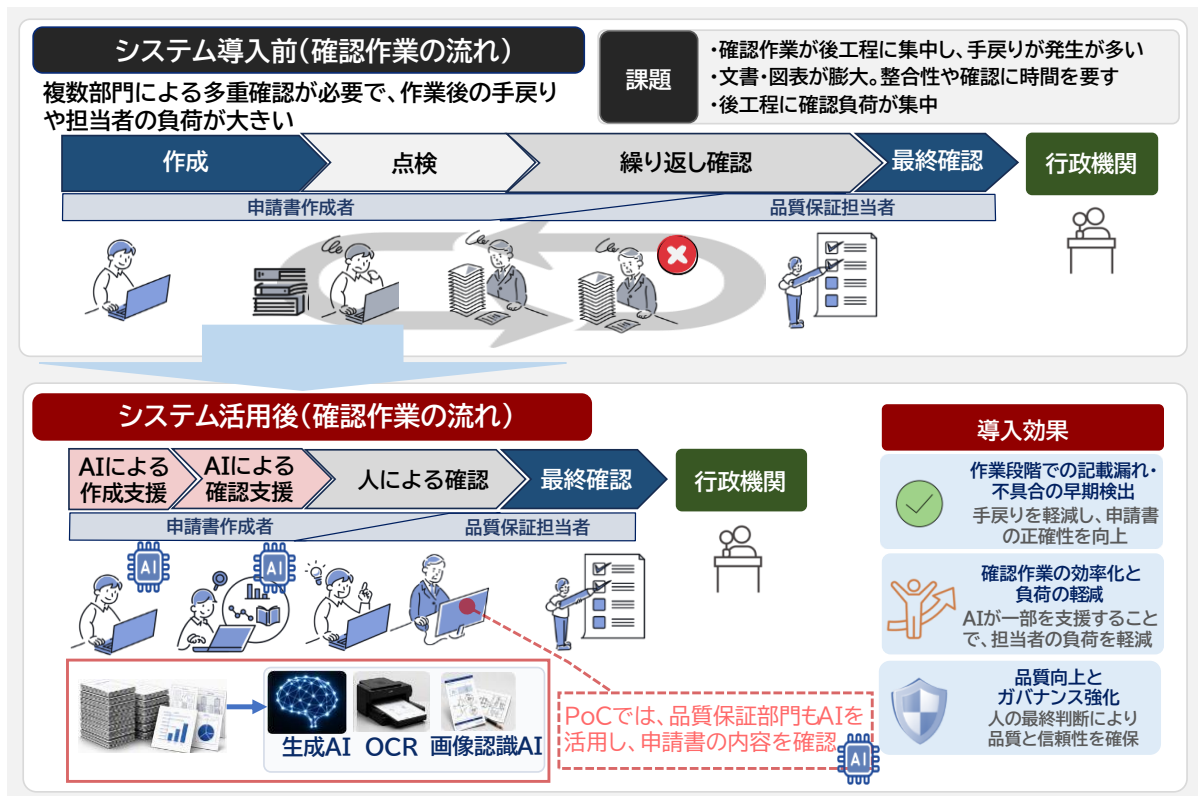
本システムは申請書の作成段階から、関連文書や図表に基づく記載漏れや不整合の確認を支援することで、後工程での確認や修正にかかる負担を軽減し、申請書の作成・確認業務の品質向上と効率化を図ります。

なお、AI による確認結果の妥当性や申請書修正の必要性については、人が最終的に判断します。

開発にあたっては、東京電力 HD が業務要件の整理や評価・検証を担当し、CTC が要件定義から技術検証、システム開発までを担いました。ストックマークはデータ構造化プラットフォーム SAT の提供と技術支援を担当しました。

今後も 3 社は、PoC の評価結果を踏まえ、本システムの機能強化と拡充を進めます。さらに、東京電力 HD の他部門や他の電力会社への展開を目指し、電力業界全体における申請書作成・確認業務の品質向上と効率化に貢献します。

■ 原子力申請書作成支援システムの活用イメージ



※ 記載されている商品名などの固有名詞は、各社の商標または登録商標です。

※ 掲載されている情報は、発表日現在の情報です。最新の情報と異なる場合がありますのでご了承ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
 東京電力ホールディングス株式会社
 広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111 (代表)
 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
 広報部 press@ctc-g.co.jp
 スtockマーク株式会社
 広報担当：畑中 pr_stockmark@stockmark.co.jp

柏崎刈羽原子力発電所に関する コミュニケーション活動等の取り組み

2026年10月7日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

- 柏崎刈羽原子力発電所では、発電所構内で火災が発生した場合に備えて、柏崎市消防本部の皆さまと隊員同士のコミュニケーションを密にした合同消火訓練を実施しています（2回/年）。
- 本年1回目の訓練は9月4日（金）に、発電所構内中央交差点付近の地下トンネル（洞道）内で、柏崎市消防本部の皆さまや発電所員の自衛消防隊、協力企業が連携して、火災を想定した訓練を行い、対応手順などを確認しました。

消防訓練の様子



地下トンネル（洞道）入口付近の現場指揮本部の様子



意識不明の隊員を救助する訓練



地下トンネル（洞道）内の火災箇所を確認

訓練に参加した人の声

<協力企業（株）ネクセライズ>

- 今回の訓練では過去の災害事例を教訓として、消防本部と自衛消防隊が、**ワンチーム**と**なって、情報共有や活動の共有**を行いました。
- 実際の**災害対応は一人ではなくチームで行うため、日ごろの信頼関係の構築が非常に重要**だと感じました。今回の訓練で得た経験を今後につけていきたいと思います。

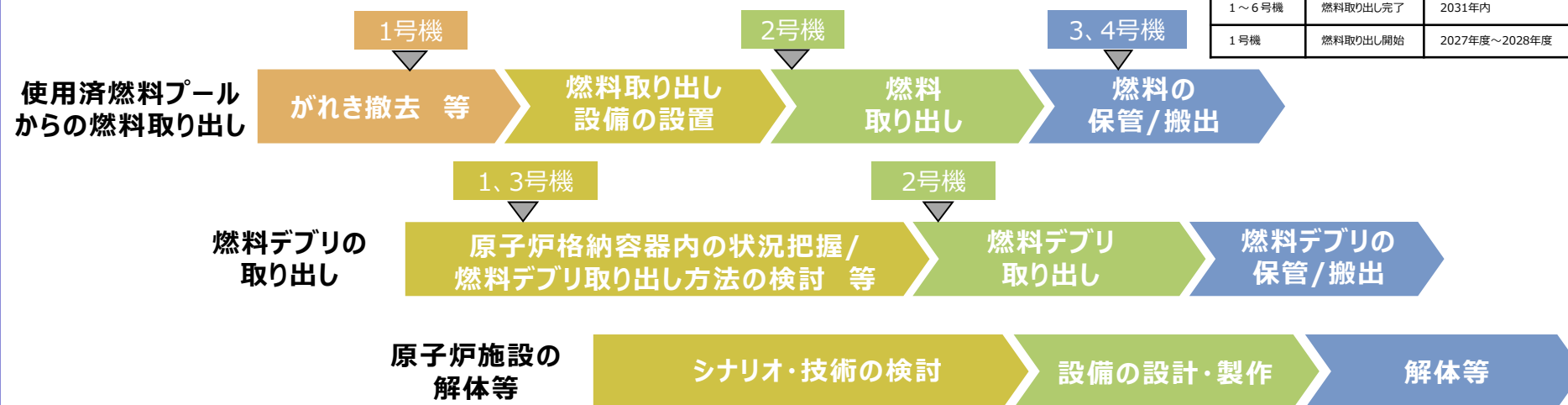
「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月22日に4号機が完了し、2021年2月28日に3号機が完了しました。2026年6月2日より2号機の燃料取り出しを進めています。

2号機燃料デブリの試験的取り出しは、2024年9月10日より着手し、中長期ロードマップにおけるマイルストーンのうち「初号機の燃料デブリ取り出しの開始」を達成しました。

引き続き、1号機の燃料取り出し、1、3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。

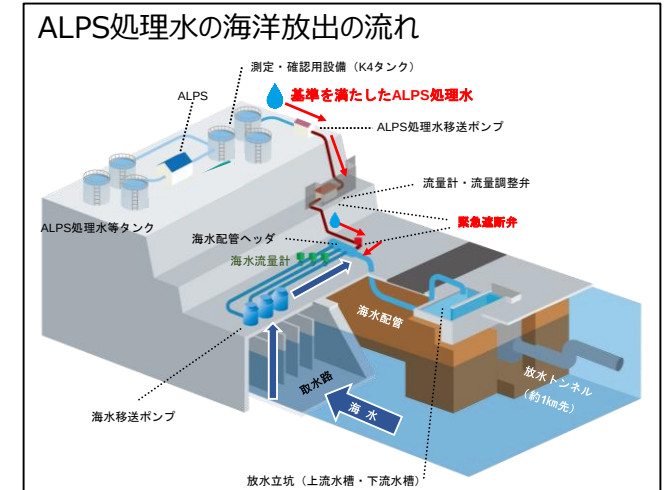
(注1)事故により溶け落ちた燃料



処理水対策

多核種除去設備等処理水の処分について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、安全に関する基準等を遵守し、人および周辺環境、農林水産品の安全を確保してまいります。また、風評影響を最大限抑制するべく、強化したモニタリングの実施、第三者による客観性・透明性の確保、IAEAによる安全性確認などに継続的に取り組むとともに、正確な情報を透明性高く、発信していきます。



汚染水対策 ～3つの取組～

(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取組

①汚染源を「取り除く」 ②汚染源に水を「近づけない」 ③汚染水を「漏らさない」

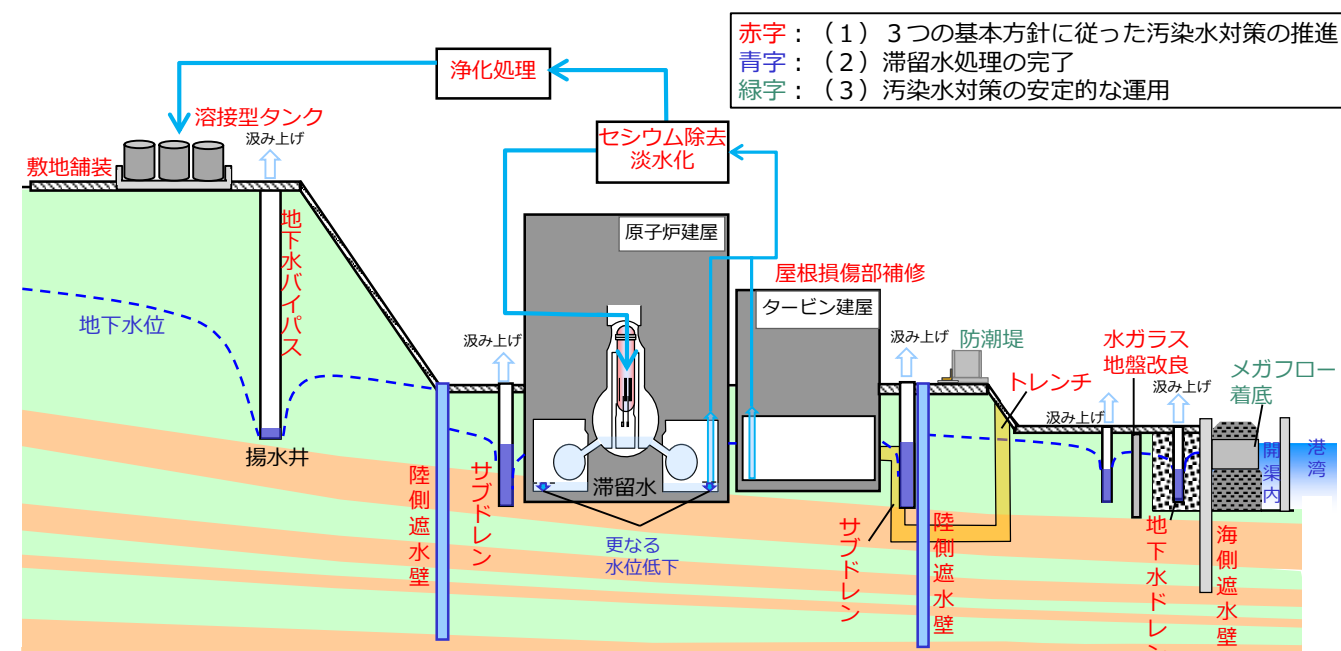
- 建屋滞留水（汚染水）は、まず、セシウム吸着装置（SARRY・KURION）により、セシウムとストロンチウムを低減します。その後、多核種除去設備（ALPS）での処理を行い、溶接型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サブドレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の損傷部の補修や構内のフェーシング等により、汚染水発生量は抑制傾向で、対策前の約540m³/日（2014年5月）から約60m³/日（2025年度。平均的な降雨（約1,470mm）だったと仮定しても約70m³/日）まで低減し、2025年度は、「2028年度までに平均的な降雨に対して汚染水発生量を50～70m³/日程度に抑制する」とした目標を3年前倒しで達成したことを確認しました。
- 建屋周辺のフェーシングや建屋外壁局所止水等の汚染水発生量抑制対策を継続し、建屋流入量と2.5m盤からの建屋移送量の更なる抑制に努めています。

(2) 滞留水処理の完了に向けた取組

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させるため、滞留水移送装置を迫設する工事を進めています。
- 2020年に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滞留水処理が完了しました。
- ダストの影響確認を行いながら、滞留水の水位低下を図り、2023年3月に各建屋における目標水位に到達し、1～3号機原子炉建屋について、「2022～2024年度に、原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減」を達成しました。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下階に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土壌等について、線量低減策および安定化に向けた取組を進めています。

(3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取組

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策を実施し、防潮堤設置工事が完了しました。引き続き、2.5m盤に設置しているサブドレン他集水設備を33.5m盤に移転する工事を実施していきます。
- 豪雨対策として、土壌設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。



東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）

取組の状況

- ◆ 1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月安定的に推移しています。
また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。

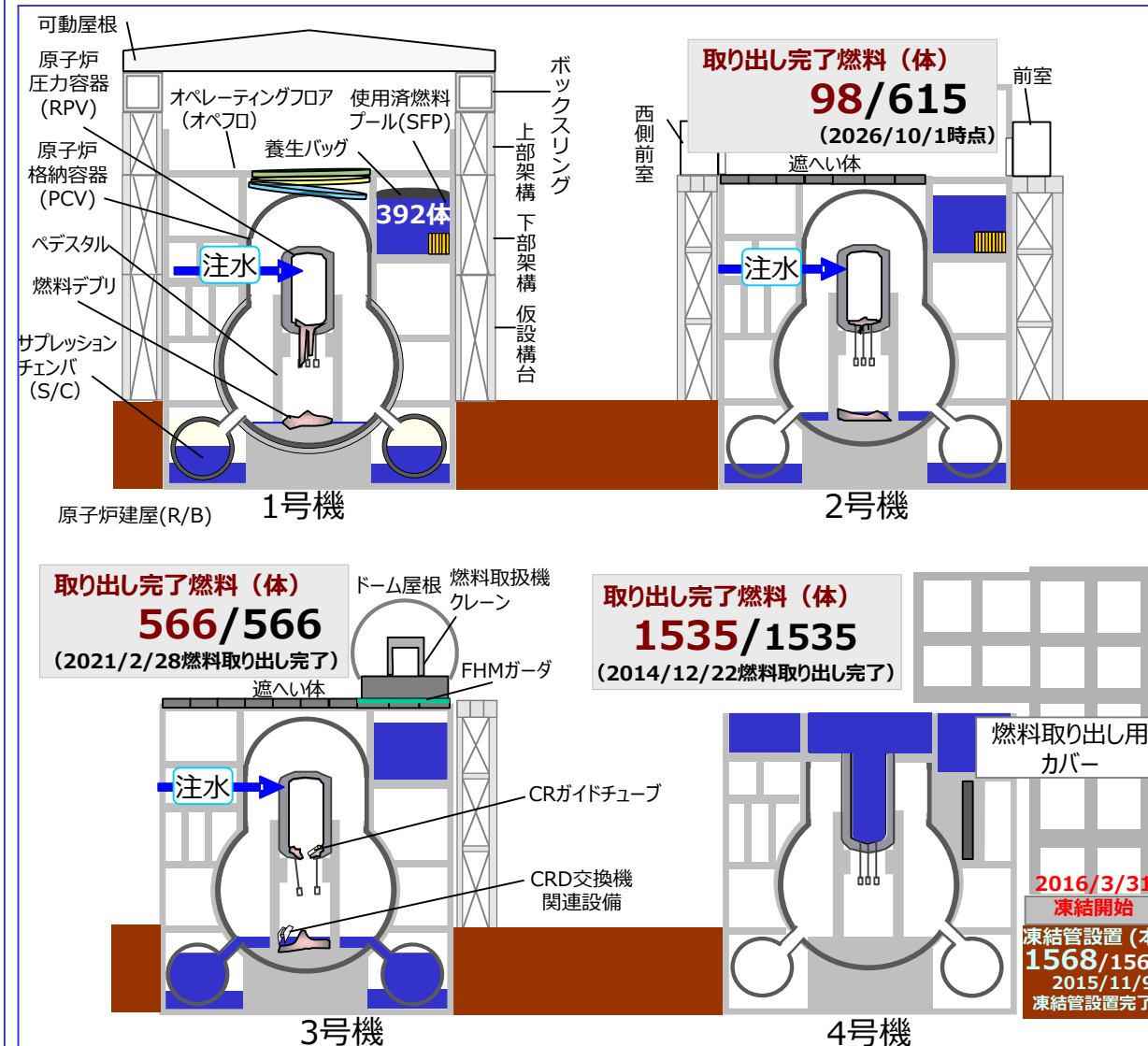
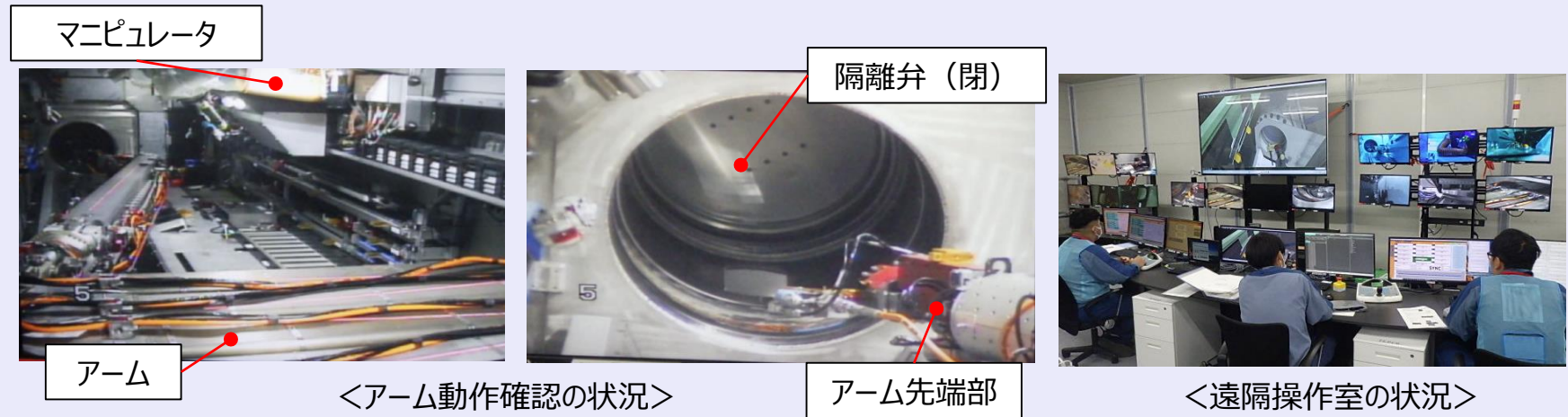
2号機 PCV内部調査・試験的取り出し作業の状況

ロボットアームを格納しているエンクロージャ内にて各設備の動作確認を進めていたところ、一部のアーム関節部に取り付けられている軸駆動装置モータにおいて、ブレーキ機構の固定が解除できないことを確認しました。

モータ内部を確認したところ、水の浸入による錆の発生が原因と推定しました。

当該モータの交換を実施し、念のため各モータへの防水対策も実施しました。現在、ロボットアームの動作確認を進めているところです。

PCV内部調査・試験的取り出し作業（アクセスルート構築作業）の着手は10月2日の予定です。



主な取組の配置図



提供：日本スペースイメージング（株）2025.11.10撮影
Product(C)[2025] Vantor.

2号機 PCV内部調査・試験的取り出し作業の状況

2026年10月1日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

2-1. ロボットアーム動作確認の状況

- ロボットアームの据付後の健全性確認のための動作確認が完了
- ロボットアーム及びマニピュレータは遠隔操作室で東電オペレータが操作
- 10/2～ 2号機PCV内部調査・試験的取り出し作業（アクセスルート構築作業）に着手予定



<健全性確認の動作確認の実施概要>

エンクロージャ 双腕マニピュレータ

ロボットアーム

隔離弁

隔離弁は閉めた状態

アームやマニピュレータの動作確認

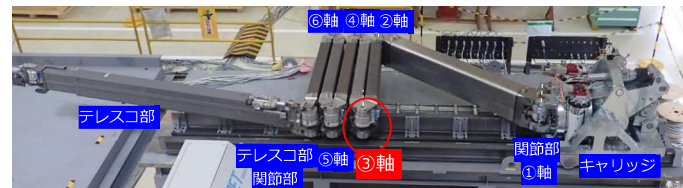
X-6ベネ 接続構造 X-6ベネ

PCV

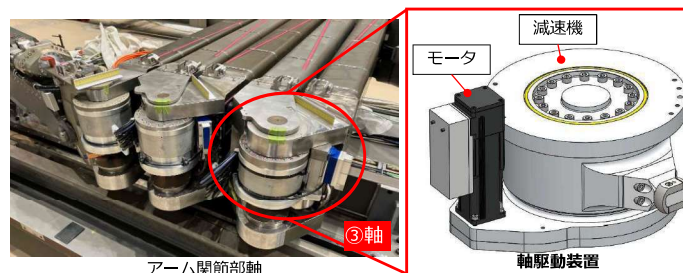
2-2. ロボットアームの動作確認の状況 (関節部③軸駆動装置の動作不良)

TEPCO

- アームの動作確認時にアーム関節部③軸駆動装置モータの位置保持機構^{※1}の固定が解除できないことを確認（他の関節部等は異常なし）
 - 電気系の確認を行い、問題がないことを確認
 - アーム関節部の軸駆動装置（モータ・減速機の一式）は、槽葉検証^{※2}のメンテナンス時に交換済み
 - メンテナンス時に単体動作確認、アーム組み込み後の動作確認等を行い健全性確認済み



ロボットアーム概要



アーム関節部軸

軸駆動装置

- ※1 アームの姿勢を維持するためモータの回転を固定するブレーキ機構
- ※2 JAEA槽葉遠隔技術開発センターで実施した検証試験



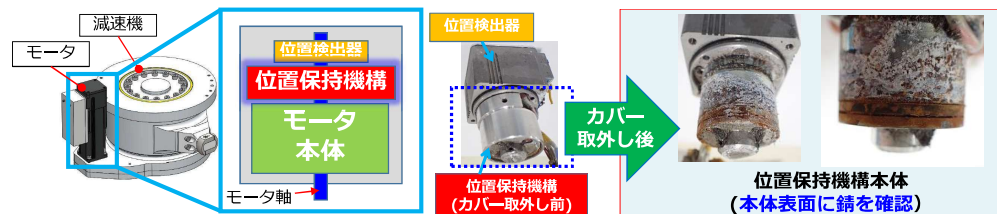
ロボットアーム動作状況
(槽葉検証時)

2-3. ロボットアームの動作確認の状況 (関節部③軸駆動装置の動作不良：原因と対策)

TEPCO

■ 推定原因

- 取り外したモータの内部を確認した結果、位置保持機構（ブレーキ機構）に発錆を確認
- モータ頂部の蓋からの水の浸入による錆の発生が、ブレーキ機構の固定が解除できない原因と推定



■ 対策

- ③軸駆動装置モータは、防水性能を高めるためにコーキングを実施したうえで駆動装置に取付を実施
- 他の軸駆動装置モータは、現在動作することから健全であると考えているが、今後のPCV環境下でのモータ内部への浸水は否定できないことから、防水性能を高めるためにモータ頂部へコーキングや板材の取付を実施
- 万一、モータ内部が浸水した場合でも固着しないように定期的にモータの動作確認を計画

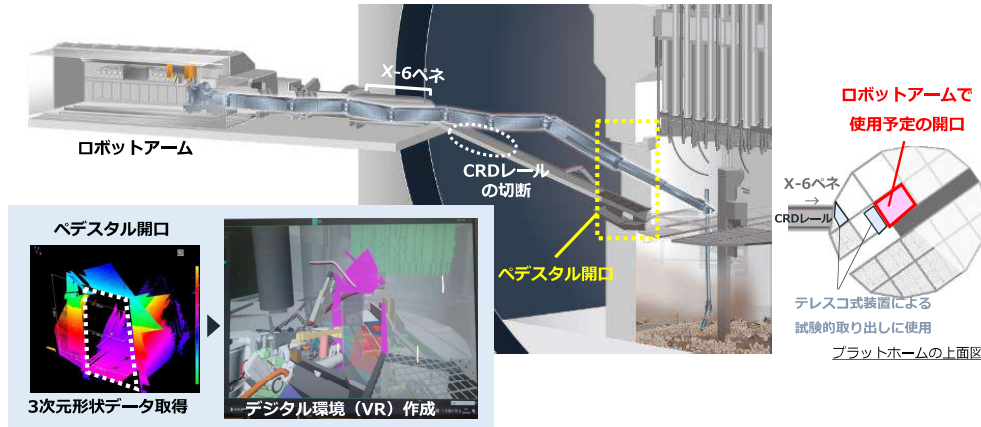


参考. PCV内部調査・試験的取り出しの目的

TEPCO

- PCVの貫通孔となるX-6ベネからロボットアームを進入させ、内部調査や試験的取り出しを実施する計画
- ◆ 目的
 - テレスコ式装置より大型のロボットアームを進入させる際に障害となる干渉物を撤去する**アクセスルートの構築**※
 - 段階的に規模を拡大した燃料デブリの取り出しにおける取り出し装置の設計や作業計画の妥当性確認に活用するため、**PCV内部の3次元形状データや映像等を取得**
 - デジタル環境（VR）を活用した**完全遠隔オペレーション作業の実証**や**高線量環境下での長期間使用による装置の実証**

※PCV内干渉物の撤去

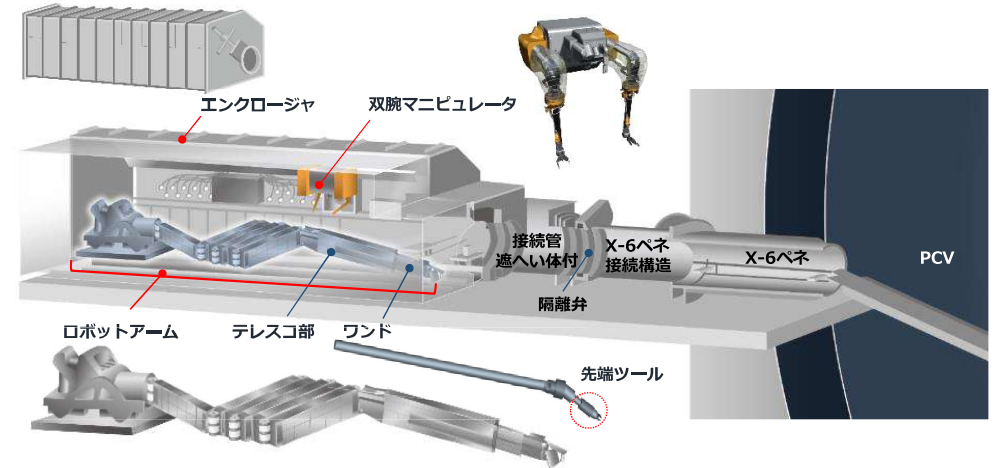


7

参考. ロボットアームの構造

TEPCO

- PCVバウンダリを確保する**エンクロージャ**内に、**ロボットアーム**及び**双腕マニピュレータ**を格納
- 双腕マニピュレータは、**ロボットアームの先端治具の交換**や**カメラの交換等のメンテナンス**、**採取した燃料デブリの容器への収納**を実施。また、ロボットアームには先端ツールを取り付ける**ワンド**を搭載



- ロボットアーム：全長 約22 m（ワンドを除くと約18m）/重さ 4.6t
- エンクロージャ：大きさ 約2.4m×約8.8m×高さ約2.0m/重さ 約30t（アーム・双腕マニピュレータ等を含む）

9

参考. PCV内部調査・試験的取り出しの作業工程

TEPCO

- 作業工程については、**アクセスルート構築**、**3次元形状データ取得**、**デブリ採取**、**その他データの取得**を実施する計画
- この中では、**アクセスルート構築**や的確な装置設計・妥当性検証及びオペレーションの検証・効率化を行うための**ベデスタル内の3次元形状データ取得**を優先して実施。全工程で**約6カ月のオペレーション**



8

参考. ロボットアームの遠隔操作

TEPCO

- 位置調整等を人が現場で直接操作するテレスコ式装置とは異なり、本プロジェクトで使用するロボットアームは、**実寸大の配管等（X-6ベネ模擬体等）を用いたアクセシビリティ検証を重ねたうえで作成したプログラムに基づいて操作**。予め周辺構造物との干渉が生じないことを確認した検証済みのプログラムを使用することで、**作業の再現性と安全性を確保した遠隔オペレーションを実現**



11

第 279 回定例会でのご質問への回答

<飯田 耕平 委員>

ID カードの取扱いおよびシステム不具合

質問 1 : 2016 年頃から、システムの不具合が多発しているという新聞報道があった。

このシステムの不具合は、最初にいつ確認されたのか。

質問 2 : 2016 年というところから 10 年も前なので、システムの改修に随分と時間がかかっている。いつからシステム改修に手を付け始めたのか。なぜこんなに時間がかかっているのかその理由を説明してほしい。

(回答)

回答 1 : 当該システムの不具合を最初に確認したのは、2016 年です。

回答 2 : ○システム不具合はほとんどが数秒で復旧する一時的なもので、数分不具合が継続した場合は、当該ゲートを一時使用中止する等の対応や、手順を作成することで対応していました。

○その後、2021年公表の核物質防護に関する不適切事案（※1）を踏まえ、複数の生体認証を設置する等、不正な入域者に対する対策を実施してまいりました。

○加えて、当該システムを含む出入管理に関するセキュリティシステム全体についての更新も計画し、新しい立入制限区域（セットバック）の工事と合わせて、システム全体を更新する予定で進めておりました(当初2025年度末完了予定)。

○その後、建設業界の作業員不足や資材不足の影響や、当該システムの不具合頻度も増えてきており、かつサイバーセキュリティ要件への対応などから、セキュリティシステム更新の工期が見直しとなり、当初2025年度末⇒2026年中⇒2028年度上期となった中、追加対策の検討が不十分だった点は反省すべきところと考えております。

<※1:2021年公表の核物質防護に関する不適切事案>

○発電所所員による発電所建屋内への不正な入域

- ・2020年9月、運転員が他人のIDカードを不正使用して中央制御室に入室した事案

○核物質防護設備の機能の一部喪失

- ・2021年2月、不正な侵入を検知できない可能性がある状態が、長期間にわたり改善されないまま放置されていた事案

第 279 回定例会でのご質問への回答

<本間 委員>

ID カードの取扱いおよびシステム不具合

質問 1：システムの不具合が度々あったと聞いているが、その数字を具体的に教えてほしい。

質問 2：システムに不具合があった際は、その都度システムを止めていたというが、（システムを）再開する際の基準はどういったものなのか。

（回答）

回答 1：○システム不具合はほとんどが数秒で復旧する一時的なもので、数分不具合が継続した場合は、当該ゲートを一時使用中止する等の対応や、手順を作成することで対応していました。

○具体的な発生場所、発生回数については核物質防護上の観点から回答を控えさせていただきますが、レベルとしては 1 日に数十～数百件発生しているイメージです。

○ただし、その件数が 2016 年以降、継続的に毎日発生しているものではありません。

回答 2：○システム不具合からの復旧は、システム監視画面上の「エラー表示の消失」をもって判断していました。

○通信機器の故障が伴うなど復旧の目途が立たない場合は、当該ゲートの利用を止め、修理が完了したタイミングで再開しておりました。

地域の会 質問・意見書

日付：2026年9月6日

<竹内 英子 委員>

東京電力 に対する質問

1. 海水温度上昇における当社自主基準について (p.7~8)

「今夏の海水温は例年に比べて高め」とありますが、7、8月の状況について教えてください。

① 7日間移動平均の最高値

② 海水温度の最高値

2. 防護区域等の出入力管理システムの一部機能喪失について (p.10~12)

2016年頃から不具合を度々確認していたとのことですが、今回の事案同様のIDカードを不正に使用しての退域はこれまではなかったのか。「これまではなかった」ことはどのように確認したのかを教えてください。

回答1：①7日移動平均の最高値

7月が約29℃(7/22~7/29)、8月が約30℃(8/21~8/28)となります。

②海水温度の最高値

8/25および8/26にて、最大温度 30.5℃を観測しました。

回答2：○事案発生後、調査をしておりますが、現時点において同様な不適切使用事案は確認されていません。

○なお、調査方法については、核物質防護上の観点から回答を控えさせていただきます。

地域の会 質問・意見書

日付：2026年9月15日

<星野 俊彦 委員>

東京電力 に対する

質問 ・ 意見 (いずれか○)

- ・ 中央制御室ゲートでの ID カード不正使用について
(以下：新潟日報 2026/8/28 報道の稲垣所長の 8 月 27 日の発言より)

「出入管理システムの不具合は経年劣化で 2016 年ころから発生。全号機で多い日は 1 日数百件出た」

質問 1 1 号機から 7 号機の出入管理システムの不具合について、2016 年から 2026 年（今日）までの発生件数とその状況を、それぞれの号機ごとにまとめて一覧表で示して欲しい。

「管理システムの不具合は発電所内で把握はしていたが原発トップの稲垣氏への報告は不適切行為が起きるまではなかった」

質問 2 稲垣所長は不適切行為があった今年 2 月 18 日に初めて管理システムの不具合の報告を受けたわけであるが、全号機で多い日は 1 日数百件も発生していた不具合を「発電所内では把握していた」と言う「発電所内」とは誰なのか（どの部署なのか）明らかにして欲しい。

「立ち入り制限区域の見直し工事に合わせ、セキュリティーシステム全体を更新し、不具合の解消も図る計画」

質問 3 セキュリティーシステムの更新計画はいつ（何年何月）着手したのか明らかにして欲しい。

質問 4 御社は 2002 年のトラブル隠しの反省に立ち、その対策として「しない、させない、言い出す仕組み」を東電の安全文化の基本として徹底する事を私達市民に約束した。今回の不正行為では「しない、させない」の基本原則を守る機能が完全に崩壊している。約束を反故にした御社は原発を運転する資格を完全に喪失しているが、この点をどう考えているかを伺いたい。

回答 1：各号機それぞれの状況については、核物質防護に関わる内容であることから回答を控えさせていただきます。

回答 2：柏崎刈羽原子力発電所のセキュリティ管理部です。

回答 3：○システム不具合はほとんどが数秒で復旧する一時的なもので、数分不具合が継続した場合は、当該ゲートを一時使用中止する等の対応や、手順を作成することで対応していました。

○その後、2021年公表の核物質防護に関する不適切事案（※1）を踏まえ、複数の生体認証を設置する等、不正な入域者に対する対策を実施してまいりました。

○加えて、当該システムを含む出入管理に関するセキュリティシステム全体について

の更新も計画し、新しい立入制限区域（セットバック）の工事と合わせて、システム全体を更新する予定で進めておりました(当初2025年度末完了予定)。

○その後、建設業界の作業員不足や資材不足の影響や、当該システムの不具合頻度も増えてきており、かつサイバーセキュリティ要件への対応などから、セキュリティシステム更新の工期が見直しとなり、当初2025年度末⇒2026年中⇒2028年度上期となった中、追加対策の検討が不十分だった点は反省すべきところと考えております。

※1 2020年9月、運転員が他人のIDカードを不正使用して中央制御室に入室した事案

回答4：○2021年公表の核物質防護に関する不適切事案（※1）を踏まえ、複数の生体認証を設置する等、不正な入域者に対する対策を実施してまいりました。

○今回の事案は、退域時のもので、2020年の事案とは性質が異なるものの、とっさの判断に、知識と行動が結びつくことが出来なかったこと、重く受け止めています。

○改善に終わりはないと感じており、取り組みが一過性にならないよう、

CAP活動を推進し、足らざるところがあれば、さらに改善していく所存です。

<※1:2021年公表の核物質防護に関する不適切事案>

○発電所所員による発電所建屋内への不正な入域

・2020年9月、運転員が他人のIDカードを不正使用して中央制御室に入室した事案

○核物質防護設備の機能の一部喪失

・2021年2月、不正な侵入を検知できない可能性がある状態が、長期間にわたり改善されないまま放置されていた事案